

令和2年 第9回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和2年9月25日	開会場所	ふじみ野市役所3階A302会議室		
開会の日時	開会	令和2年9月25日	午後1時28分	議長	
及び宣告者	閉会	令和2年9月25日	午後1時48分	議長	
議長	新井良司				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	粕谷 雄一	出	10	有山 茂幸	出
2	久保田 清	出	11	岸 勇	欠
3	駒井 一正	欠	12	高野 喜好	欠
4	早川 英希	出	13	浅海 伊佐男	出
5	嶋田 利行	欠	14	新井 良司	出
6	鈴木 智之	欠	15	柳川 嗣於(最)	欠
7	富田 博明	欠	16	塩野 和義(最)	欠
8	星野 秀雄	出	17	宮寺 康夫(最)	出
9	原田 宏美	出			
出席者数	農業委員 定数 14名 出席者 8名		農地利用最適化推進委員 定数 3名 出席者 1名		
議事参与(説明者)			書記		
本橋 直人					
松田 薫樹					
飯塚 勝貴					
寒竹 由起子					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和2年9月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年9月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A302会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時28分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に4番・8番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3 報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件4件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第25号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、2件を議題とします。</p>
	議長	<p>1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は現在、東松山市内の賃貸物件にて妻と子供の3人で住んでいますが、子供の成長を考えると住居は手狭なため、戸建て住宅の建築を計画しています。</p> <p>申請者はさいたま市中央区の勤務地まで約1時間掛けて通勤しているので、現在より通勤時間が短縮できること、子育てする環境が良好で車が来客用含めて3台分を確保できる場所、また、申請者は以前にふじみ野市内で暮らしていたことがあり、便利で住み慣れた住環境だったので、ふじみ野市内に住むことを条件として、市街化区域内で適地を探したが見付から</p>

		<p>ず、本申請地が条件を満たしているため農地転用の申請をすることになりました。</p> <p>申請地は勤務地までの通勤時間が約20分短縮することとなり、小・中学校が近くにあり教育環境が良く、駐車スペースを確保できます。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>9月11日に8番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地周辺では7月にも案件が出ている場所で、除草され農地として管理されているので問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは現地調査を行った4番委員です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第21号1番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は川越市内の賃貸物件にて妻と子供3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具が増えて住居が手狭に感じるようになったので、戸建ての住宅の建築を検討しています。</p>
--	--	--

		<p>土地の選定条件として、育休中の妻が復帰後、ふじみ野市内の職場への通勤時間が短縮できること、車2台分のスペースを確保できることを条件に、ふじみ野市内及び川越市内の市街化区域内で適地を探しましたが見つからず、申請地は上記の条件を満たしているので選定しました。</p> <p>申請地は妻の職場への通勤時間が約20分から約4分へ短縮され、駐車スペースも確保することができ、小中学校が近くにあり子育て環境が良い場所です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>9月1日に8番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は1番案件の土地から1筆挟んだ北側の土地であり、農地として管理されており問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは現地調査を行った4番委員です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>1番案件と2番案件の申請地に挟まれた住宅はいつ頃から建っているのか。</p> <p>令和元年7月申請、8月に許可になった戸建て住宅です。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第21号2番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
	議長	
	4番委員	
	議長	
	2番委員	
	事務局	
	議長	
	全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	

<p>日程第 5</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>8 番委員</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p>	<p>議案第 2 1 号について終了します。</p> <p>日程第 5、議案第 2 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 1 件を議題とします。</p> <p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 3 0 年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の 3 つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p> <p>今回の案件は申請者の妻が死亡したことが買取り申出する条件になります。</p> <p>今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。</p> <p>この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。</p> <p>9 月 1 1 日に 4 番委員、事務局の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑が 5 筆連なっている場所で、農地として管理され問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、申請地について特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p>
--------------	---	---

議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。
	議案第22号について終了します。
議 長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和2年第9回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
	(終了 午後1時48分)